

会 議 録

会 議 名	第13回米原市いじめ問題対策連絡協議会
開 催 日 時	令和3年5月18日（火）午後6時～7時15分
開 催 場 所	米原市役所本庁舎 コンベンションホール
出席者および欠席者	出席者：平尾道雄市長(会長)、岩田俊幸委員、田中裕滋委員、要石祐一委員、馬淵均委員、上村平委員、谷本政信委員、河居郁夫委員、吉田正子委員、北村和子委員、西川正樹委員、 欠席者：吉田隆史委員、有川博延委員、須戸三重子委員、武田哲也委員、西澤徹委員 米原市：宮川総務部長、立木福祉事務所長、吉田人権政策課長、山口学校教育課長、西村人権政策課課長補佐、三原少年センター長、松蔭主幹、長澤主幹、本田主幹、橋本主任
議 題	【報告事項】 ① 米原市いじめ対策の概要について ② 令和2年度米原市におけるいじめ事案の概要 【協議事項】 ① 令和3年度米原市いじめ問題対策連絡協議会の事業計画について 【意見交換】
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	【報告事項】 ① 米原市いじめ対策の概要について ② 令和2年度米原市におけるいじめ事案の概要 【協議事項】 ① 令和3年度米原市いじめ問題対策連絡協議会の事業計画について 承認 【意見交換】 各委員それぞれの立場から、コロナ禍におけるいじめへの影響を中心として感じていることや経験したことを話し意見交換を行った。
協議経過	令和3年度の事業について、計画のとおり進めていくこととなった。

会議の公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公 開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 一部公開または非公開とした理由 (米原市情報公開条例第7条第5号の規定による)
会議録の開示・非開示の別	<input type="checkbox"/> 開示 <input checked="" type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：米原市情報公開条例第7条第5号の規定) <input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等：)
全部記録の有無	会議の全部記録 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 録音テープ記録 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
担 当 課	総務部 人権政策課

【第 13 回米原市いじめ問題対策連絡協議会（主な意見等）】

報告事項 ①米原市いじめ対策の概要について

（事務局）資料 2～4 に基づき説明を行った。【詳細説明省略】

（会 長）事務局の説明について、委員の方から意見や質問があればいただきたい。

《委員からの意見等なし》

報告事項 ②令和 2 年度米原市におけるいじめ事案の概要

《米原市情報公開条例第 7 条第 5 号の規定により非公開》

協議事項 ①令和 3 年度米原市いじめ問題対策連絡協議会の事業計画について

（事務局）資料 7 に基づき説明を行った。【詳細説明省略】

（会 長）事務局の説明について、委員の方から意見や質問があればいただきたい。

《委員から意見等なし 承認される》

意見交換

（会 長）現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う子ども達の実情、社会的ないじめの問題、人権に関わる状況が大変気になっている。昨年は長期間にわたる一斉休校が行われた。ある意味異常な事態であり、学校の現場や家庭において普段にはない事案が発生していたのではないかと危惧している。

（委 員）ひとり親家庭の生活が大変厳しい状況になった。在宅勤務ということから主に父親が家庭で仕事をすることが増え、家庭の中で様々な問題が起きたと聞いている。いじめの件数としては変わっていないが、相当な大人からのストレスを感じたことがあるかと思う。それといじめとの関係が事例としてあったのかどうかお尋ねしたい。

（事務局）直接コロナに関わる報告は受けていないが、いじめの中にストレスが背景になっているものがあつたらうと予想している。子どもたちはいつもとは違う家庭環境の中でストレスを抱えながら、日々過ごしていると認識している。しかし、明らかにコロナ過が直接的な原因であつたという事案があつたかは関連を調べることが難しく把握はできてない。

（会 長）子どもたちに接しているのは、親はもちろん、学校で担任の先生もいる。いじめだけではなく、虐待やネグレクトなど、子どもたちがどんな様子なのか一番知りえるのは現場の人であらうと思う。昨年、それらに対処するため何か取組みされたことはあるか伺いたい。

（事務局）母がずっと家庭にいて色々なことを言われ「イライラするんだ」という児童もい

た。その保護者もつい手が出てしまったという事案の報告を受けた。学校としては保護者と会話を通して思いを聞きながらストレスを和らげる、それ以上の事案にならないよう努めた。臨時休校中には子どもの昼夜逆転など、特に4月・5月は生活リズムが狂い、体調不良を訴える子供たちがいたと聞いている。

6月に学校が再開した時に子どもたちの様子で気になることはないか調査を行っている。約3か月間家で過ごすということになった為に、登校への疲れ、しんどさを訴える子どもがいたという報告を受けている。逆に学校へ行けて嬉しい、楽しいという子どももいて、個人差があった。小学校と中学校を比較すると、小学生の方が疲れを感じている児童が多いという報告になっている。

(委員) いじめは非常にダメージが大きいと思う。マニュアルの未然予防の記述に関心をもって見ていた。未然防止という観点で学級では運営の中でどこに力点をおかれているのか伺いたい。私たちの職場のハラスメントの問題とダブってくるところがあると感じている。

(事務局) 今年度、教育長は子どもたちの自己肯定感を高めたり、自己有用感を育んだりする取り組みに力を入れていき、夢や志が持てるような子どもを育てていこうということでも今取り組んでいる最中である。自分が好きな子、がんばっていると見える子どもは誰かをいじめることはないと感じている。

(委員) 警察としては、当然いじめは少年の人権の観点で決して放置してはいけないものという認識を持っている。いじめ防止対策推進法に基づく学校との連携や、学校との連絡制度に基づき、情報共有を図っている。

いじめ防止対策推進法の第23条に学校との連携が書かれており、第6号に学校はいじめを犯罪行為として取り扱われるべきものであるから警察と連携して対処する。児童の生命・身体などに被害が生じるおそれ大きい時は、直ちに警察所に通報するということが書かれている。私は米原署に赴任し、それ以来こういう通報はない。学校の方には「こういった状態になったら」通報を行い、連携を図るという一種の基準はあるのか伺いたい。

(事務局) いじめの中でも非常に重いものは学校・教育委員会で相談し警察署に相談するか判断をしている。ここまでだから通報するという基準はない。度を越えた重篤な問題であれば相談を検討する段階となる。

(会長) 現場の中で解決したい思いもよく分かるが、市民感覚で言うと事実はきちっと警察に報告したほうがわかりやすいのではないか。事が深刻化し結果として重大な事件や事故になることがある。その辺は議論し、通報や相談について一律の判断がとれるガイドラインを作る必要があるのではないかなと思った。

(委員) 今年の4月から小・中学校にタブレットを配置され、一層バーチャルな世界での一面というのが増えてくると同時に、家庭内のIT格差、世代格差が広がることが想像できる。親世代にもPTAとか様々な場面で研修等をお願いしたい。対応

マニュアルにプロバイダの削除の方法が載っているが、こういうのが親世代の方は内容が難しいと感じる。電話会社などと連携しレクチャーをお願いできないかと思っている。

(事務局) 3年前に本会議で「スマホ3か条」(スマートフォンの啓発のために配布チラシ)を作成している。チラシは夏休み前に子どもに配布し、改めてネット・スマホの使い方を子どもと保護者で是非もう一度考えてもらう機会にしたいと考えている。また、PTAの協議会後などに、保護者を対象として外部の講師を呼び、ネット社会の危険性やその対応などについて研修ができると思う。既に開いている学校もあるが、広げていけたら。

(委員) いじめ発見のきっかけでアンケート調査による結果が中学生は多く、非常に効果があったと伺える。学期1回くらいはこういう調査をすることは有効だと思う。正義感の強い子どもからのアンケートで見つけられていることであれば、子ども達にも結果を伝え、一人一人の目が全体を救うことにつながっていると伝えられれば子ども達の自尊感情も上がると思う。

(会長) アンケートのフィードバックなどについて、事実確認の対応はどうしているか伺いたい。数字のカウントに終わらず解決に向けた対応となっているのだろうか。

(事務局) 学校としては必ず確認をすることを基本としている。その子がいじめと感じたらそれは辛い思いをしているということであり、寄り添った聞き取りをしている。

(会長) 臨時休校の中で、学校で学習や生活について学べないことから、家庭の中で教えたり、規則正しい生活習慣を指導したりすることについて、各家庭の格差が相当あるのではないかと感じている。子どもがもつ権利としての学びや教育に格差を生じたという目線で言うと、それらを総括をしたものがあるべきではないかと思っている。私は市長として本来義務教育の中で、臨時休校をすることは相当な判断が必要となる。昨年場合は国、中央から判断があり、市内の校長先生にも保護者から感染について危惧する声があり、休校の判断を教育長に訴えられるという場面があった。コロナウイルス感染症については本当に経験がなく、学校を閉めないという時に、感染が広がり、クラスターが発生した時に説明できないということもあり判断を行った。

大人の判断が、子どもたちにどういう格差や発育成長の影響を与えたかについて教育委員会で一定のまとめたものがあるだろうが、できれば共有化してほしいと思う。

(事務局) 滋賀県の調査として、昨年9月1日現在新型コロナウイルス感染症を理由に登校していない子どもがいるかということについて、滋賀県全体で言いますと19市町中14市町が「ある」と回答している。また、臨時休業期間が要因で生活リズムを崩すなどで不登校傾向になっている児童生徒がいるかに関しては、滋賀県全体では小学生が67人、中学生が31人となっている。滋賀県全体としてそれだ

けの影響があったということは、不登校などの行動に出ていなかったとしても様々な心身への影響が子どもたちにあったことは間違えないと考えている。

(委員) ある小学校へ行き、臨時休校の影響について伺ってみると、低学年で影響が出ており、生活面(ルール、人間関係)という答えが聞かれる。生活面の学習が2か月遅れているということだった。高学年は7時間目をやったり、夏休みに集めて補修をしたりするなど回復できていっている。

(委員) コロナに関しては年度で言うと3年にもまたがっている。市の校長会でも校長先生によってスタンスが違い、市町によっても違う。学校の中では最終的には校長判断となるが、校長がぶれると職員がバラバラになる。当然、コロナ過の心配はあるが、職員にはすることとして、3密に気を付けて、それでも感染したら仕方がない、それは校長が責任をとるとしていた。運動会でも、ある程度呼びかけておけば、常識ある保護者の方なので、熱を測って対策して来られた。合唱コンクールは呼ばなかったが、分散型で授業参観をした時には、かなり保護者も沢山来ていただいた。学校へ来ていただいたら分かるが、教室は密状態だ。しかし、感染症に関してできる限りの配慮をして行かなくては教育活動が制限される。子どもが犠牲になるのは私としては一番つらい。

教育相談のアンケートや生徒指導のアンケートを学期に1回ずつやっており、いろんな関係機関との連携もやっている。早期発見・対応が解決につながり、すぐに動くことが大事だなと感じた。スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーについても来ていただいており、面談対応と保護者対応をいただいている。

今の子どもは見ようとしないと見えてこない。今の子ども達は内面で潜めている。

(委員) 法務局では子どもの人権について、各市町村の人権擁護委員が学校で人権教室やNTTドコモと連携してネットやスマホの教室している。しかし、コロナの影響で昨年度は十分には出来ていなかった。全国小中学生にSOSミニレターというものを配布して、「学校や親に相談出来ない」といった内容の相談を受けている。このミニレターでは、学校でのいじめというのが相当な件数上がってきているが、令和2年度はかなり減少している。この判断は難しいがアンテナ高く見ていくのも必要であり、法務局では24時間の電話、インターネットで人権相談を受けている。